

建設工事における最低制限価格の取り扱いについて

制定 平成 21 年 1 月 27 日 20 建企第 687 号
最終改正 令和 4 年 3 月 25 日 3 建企第 547 号

1. 対象工事

長崎県が発注する競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する「建設工事」をいう。以下「工事」という。）のうち、履行確実性評価価格及び W T O 対応工事や国からの受託工事等の低入札調査基準価格を設定する工事を除く工事に対して最低制限価格を設けるものとする。

2. 最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の算出

最低制限設計価格は、次の表の左欄の工事区分に応じ、同表中欄の方法により算定し、同表右欄の範囲で設定する。

工事区分	① 最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く。）の算定（合計額の 1,000 円未満の額は切り捨てる。）	② 最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く。）の設定の範囲（※）
土木工事、鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事並びに土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事及び機械設備工事	直接工事費の額×97%+共通仮設費の額×90%+現場管理費の額×90%+一般管理費等の額×68%	上限額は設計金額×92% 下限額は設計金額×90% （各々の 1,000 円未満の額は切り捨てる。）
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事及び解体工事を含む。）	(直接工事費の額×9/10)×97%+共通仮設費の額×90%+{現場管理費の額+(直接工事費の額×1/10)}×90%+一般管理費等の額×68%	
建築関連の昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者対象の工事	(直接工事費の額×8/10)×97%+共通仮設費の額×90%+{現場管理費の額+(直接工事費の額×2/10)}×90%+一般管理費等の額×68%	

※①により算定した額を設計金額（消費税及び地方消費税を除く。）により除して得た割合が 92%を超える場合にあっては 92%と、90%に満たない場合にあっては 90%とする。

3. 最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

上記 2 で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格とする。

4. 数値の取り扱い

最低制限価格は、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。

5. 試行期間

令和 4 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から当分の間施行する。